



三重県公報

平成30年9月11日(火)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	監査委員公表		
5	監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1

監査委員公表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成29年11月20日から平成30年2月16日までに実施しました財政的援助団体等に係る監査について、その結果に基づいて平成30年6月までに講じた措置が知事から通知されたので、同条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年9月11日

三重県監査委員	山口	和夫
三重県監査委員	濱井	初男
三重県監査委員	石田	成生
三重県監査委員	内田	典夫

財政的援助団体等の監査結果に基づいて講じた措置

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	医療保健部	団体名	公益財団法人三重県動物管理事務所
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
財務諸表	ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
財務諸表	ア 貸借対照表の公告を、指摘後速やかに行いました。今後は適正な事務処理を行うよう努めます。		
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 改善を要する事項について適切に処理するよう指導し、改善がなされたことを確認しました。今後も適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。			

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県立美術館協力会				
監査結果及び意見							
<p>(1) 理事長及び常務理事は、各事業年度最低2回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、報告されていなかったため、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td> <p>ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。</p> <p>イ 「財務諸表に対する注記」において、継続事業の前提に関する事項でない内容が記載されていた。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「財務諸表に対する注記」とは、公益法人会計基準の運用指針において定められた様式のとおり、公益法人の財産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載するものである。</p>				項目	内 容	財務諸表	<p>ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。</p> <p>イ 「財務諸表に対する注記」において、継続事業の前提に関する事項でない内容が記載されていた。</p>
項目	内 容						
財務諸表	<p>ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。</p> <p>イ 「財務諸表に対する注記」において、継続事業の前提に関する事項でない内容が記載されていた。</p>						
所管部局に対する意見							
<p>(3) 理事会における理事長及び常務理事の報告について、定款に従って適正に行われるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 理事会における理事長及び常務理事の報告につきましては、平成29年度第2回理事会（平成30年2月14日開催）で報告をいたしました。今後も定款の規定に従い各理事会で報告いたします。</p> <p>(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td> <p>ア 県立美術館内のミュージアムショップに貸借対照表を掲出しました。今後も、定時評議員会終了後速やかに告示を行います。</p> <p>イ 「財務諸表に対する注記」につきましては、平成29年度決算から必要な事項のみ記載するようにしました。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	対 応 状 況	財務諸表	<p>ア 県立美術館内のミュージアムショップに貸借対照表を掲出しました。今後も、定時評議員会終了後速やかに告示を行います。</p> <p>イ 「財務諸表に対する注記」につきましては、平成29年度決算から必要な事項のみ記載するようにしました。</p>
項目	対 応 状 況						
財務諸表	<p>ア 県立美術館内のミュージアムショップに貸借対照表を掲出しました。今後も、定時評議員会終了後速やかに告示を行います。</p> <p>イ 「財務諸表に対する注記」につきましては、平成29年度決算から必要な事項のみ記載するようにしました。</p>						
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 理事会における理事長及び常務理事の報告について、定款に従って適正に行うよう、指導を行いました。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適正な処理を行うよう指導しました。今後も必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。</p>							

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県文化振興事業団
公の施設名	三重県総合文化センター		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	規定整備	ア 自動販売機の設置にあたり、基本協定書に定める一般競争入札に関する規定が、会計規則に定められていなかった。 イ 手持現金に係る規定が整備されていなかった。	
	利用料金	ウ ホームページに掲載された利用料金表に誤りがあった。	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
	項 目	対 応 状 況	
	規定整備	ア 公益財団法人三重県文化振興事業団会計規則を改正し、一般競争入札に関する規定を定めました。 イ 公益財団法人三重県文化振興事業団会計規則を改正し、手持現金に係る規定を定めました。	
	利用料金	ウ 誤りのあったホームページの利用料金表を修正しました。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適正な処理を行うよう指導しました。今後も必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。			

部局名	農林水産部	団体名	公益財団法人三重県農林水産支援センター				
補助金等名	①就農支援資金償還免除事業費補助金、②農地中間管理機構事業費補助金、③公益財団法人三重県農林水産支援センター業務推進事業費補助金、④林業担い手育成確保事業費補助金、⑤就農支援資金貸付金						
監査結果及び意見							
<p>(1) 第3期中期計画(平成27～30年度)において、農地中間管理事業における農地の担い手集積面積など3項目の数値目標を定めているが、いずれも達成されていなかった。 事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、目標の達成に努められたい。</p> <p>(2) 団体の基本財産は、評議員会が決議した財産をもって構成されることになっているが、評議員会の決議を確認できなかったため、定款で定めるなどにより明確にすることを検討されたい。</p> <p>(3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 貸付金の収入未済があった。⑤</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	補助金等事務	ア 貸付金の収入未済があった。⑤		
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 貸付金の収入未済があった。⑤						
所管部局に対する意見							
<p>(4) 第3期中期計画における数値目標がいずれも達成されていなかったため、事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、団体が目標を達成できるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(5) 団体の基本財産について、定款で定めるなどにより明確にすることが検討されるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(6) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったため、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。⑤</p> <p>(7) 複数の交付要領等で類似の書類の提出を重複して定めているにもかかわらず、団体に一方の書類の提出を求めているので、提出書類の見直し等を検討されたい。③</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成29年度は、第3期中期計画(平成27～30年度)で設定した3項目の目標達成に向け、県の指導のもと、関係機関、市町等と連携し事業を推進した結果、就業・就職をサポートした者の数は目標を達成できました。しかしながら、農地の担い手への集積面積及びみえの安心食材表示制度認定件数については目標を達成することができませんでした。 今後も県の指導のもと、それぞれの課題の抽出や分析等を行いながら、関係機関、市町等と連携し、適切な対応策の実施に努めてまいります。特に、農地中間管理事業については、県の推進チームとともに農業者や集落等への啓発をはじめ、市町等への協力依頼や、農地利用の最適化などに取り組む農地利用最適化推進委員等との連携強化に努め、担い手への農地集積・集約化に取り組めます。</p> <p>(2) 基本財産を明確にするため県の指導により、定款を変更する旨の内容を理事会へ報告し、評議員会において決議を受け、定款を変更し基本財産を明記しました。</p> <p>(3)</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項 目	対 応 状 況				
項 目	対 応 状 況						

補助金等事務	<p>ア 就農支援資金貸付金の収入未済について、平成 28 年度末に 2 件、1,310 千円の未収があり、延滞債務者からの債権回収分として 100 千円を回収しました。しかし、平成 29 年度末には新たに 3 件の未収が発生し、合計 5 件、1,795 千円の未収となりました。</p> <p>今後も引き続き県関係機関の協力のもと、債務者の経営状況等を把握しながら、文書通知、個別面談等を行うとともに、債権回収が進まない場合は、法的措置も視野に入れ、収入未済の解消に努めます。</p> <p>また、新たな未収債権が発生しないよう県関係機関と連携し、経営状況を確認するなど、未収金の発生防止にも努めてまいります。</p>
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(4) 目標の達成に向け、農林漁業就業・就職フェア参加者の拡大については、フェアの開催場所・時期・企画などへの助言やアドバイス、必要な情報提供などに、農地中間管理事業の活用については、団体との連携を密にとり、市町への事業活用に向けた協力依頼、農業者等への PR、重点地区・集落への推進などに、みえの安心食材表示制度の認証については、小売業者と連携した販売、生産者・消費者を対象とした研修会の開催などに、関係機関と連携して支援していきます。</p> <p>(5) 基本財産については、定款に明確に定めるように指導した結果、定款に明記されました。</p> <p>(6) 団体に対して、債務者の経営状況等に係る情報提供や、必要に応じて「三重県債権管理マニュアル」に準じた対応を進めるよう指導します。</p> <p>(7) (公財) 三重県農林水産支援センター業務推進事業実施要領に基づく事業完了報告書及び事業実施計画の承認申請を、平成 30 年度から提出させました。</p>	

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す（以下、同じ）。

部局名	農林水産部	団体名	公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会				
補助金等名	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金、果実生産振興対策事業費補助金						
監査結果及び意見							
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td> <p>ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。</p> <p>イ 「財務諸表に対する注記」において、有価証券の評価基準及び評価方法が記載されていないものがあった。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「財務諸表に対する注記」とは、公益法人会計基準の運用指針において定められた様式のこととで、公益法人の財産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載するものである。</p>				項 目	内 容	財務諸表	<p>ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。</p> <p>イ 「財務諸表に対する注記」において、有価証券の評価基準及び評価方法が記載されていないものがあった。</p>
項 目	内 容						
財務諸表	<p>ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。</p> <p>イ 「財務諸表に対する注記」において、有価証券の評価基準及び評価方法が記載されていないものがあった。</p>						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td> <p>ア 予備監査が実施された日より、事務所の公衆の見やすい場所に掲示しました。</p> <p>イ 有価証券のうち時価のないものについて、評価基準及び評価方法の記載を行っていなかったところですが、平成29年度決算から、個別法による原価法を採用している旨を記載しました。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				項 目	対 応 状 況	財務諸表	<p>ア 予備監査が実施された日より、事務所の公衆の見やすい場所に掲示しました。</p> <p>イ 有価証券のうち時価のないものについて、評価基準及び評価方法の記載を行っていなかったところですが、平成29年度決算から、個別法による原価法を採用している旨を記載しました。</p>
項 目	対 応 状 況						
財務諸表	<p>ア 予備監査が実施された日より、事務所の公衆の見やすい場所に掲示しました。</p> <p>イ 有価証券のうち時価のないものについて、評価基準及び評価方法の記載を行っていなかったところですが、平成29年度決算から、個別法による原価法を採用している旨を記載しました。</p>						
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 公告については、最新の年度分から速やかに掲示するよう指導し、平成28年度の財務諸表が事務所に掲示してあることを確認しています。</p> <p>また、「財務諸表に対する注記」については、有価証券のうち時価のないものについても記載するよう指導し、平成29年度決算において個別法による原価法を採用している旨記載されていることを確認しました。</p> <p>今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。</p>							

部局名	雇用経済部	団体名	株式会社三重データクラフト
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
財務諸表	<p>ア 重要性が乏しいと認められない場合のリース料が、利息相当部分(138,748円)とリース債務の元本返済部分(1,343,252円)とに区分して計上されていなかった。</p> <p>イ 重要性が乏しいと認められない場合のリース料のうち、1年以内に支払期限が到来するものが貸借対照表の流動負債に計上されていなかった。</p>		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	対 応 状 況		
財務諸表	<p>ア 重要性が乏しいと認められない場合のリース料については、平成29年度決算から、利息相当部分とリース債務の元本返済部分とに区別して計上しました。</p> <p>イ 重要性が乏しいと認められない場合のリース料のうち、1年以内に支払期限が到来するものについて、平成29年度決算から、貸借対照表の流動負債に計上しました。</p>		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指示しました。			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連 合会
公の施設名	三重県母子・父子福祉センター		
監査結果及び意見			
<p>(1) 基本協定書の成果目標について、就業支援講習会参加者数や就業実績等、目標を下回っているものがあるので、目標達成に向けて現状を分析のうえ、講習内容の充実や制度の周知を図ることなどにより、目標が達成できるよう努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>			
	項 目	内 容	
	業務計画書	<p>ア 基本協定書に定める項目のほとんどが業務計画書に記載されていなかった。</p> <p>イ 基本協定書に定める業務計画書が期限内に提出されていなかった。</p>	
	業務報告書・ 事業報告書	<p>ウ 基本協定書に定める業務報告書の一部が、期限内に提出されていなかった。</p> <p>エ 基本協定書に定める事業報告書において、現行指定期間の成果目標でない目標についても記載するなど、不適切な記載があった。</p> <p>オ 事業報告書と第4四半期業務報告書の提出日が、決裁日よりも遡った日付になっていた。</p>	
	個人情報保護	カ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。	
所管部局に対する意見			
<p>(3) 成果目標が達成できていない項目について、団体が就業支援講習会参加者数や就業実績等の目標を達成できるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(4) 団体から提出された業務計画書や事業報告書に不備があるにもかかわらず、内容を十分に確認することなく受領していた。 今後は、適切なチェックを行うとともに、基本協定書に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(5) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 就業支援講習会については、平成29年度よりパソコン研修（ワード、エクセル）に加えて、新たに初級簿記研修等を開催するとともに、受講しやすいように昼と夜の部を設けたことから、参加者数が大幅に増加し、成果目標を達成することができました。 一方、就業実績については、平成29年度は12件となり、28年度の8件から増加しましたが、求人少ない子育てとの両立が図りやすい日勤の事務職の希望が多いこともあり、成果目標を達成できていない状況にあります。 就業実績の拡大に向けては、就業支援員の企業訪問等により、ひとり親家庭の親の就業に理解のある企業の求人登録を働きかけます。また、児童扶養手当の手続の際に当センターの利用を案内してもらうとともに、就業支援講習会参加者に求職登録を推奨することで、求人求職登録の増加を図ります。さらに、地域の母子・父子自立支援員に対して、就業関係の研修を充実させるなど、就業支援体制の強化を図ります。 併せて、登録済の求職者に就業決定の際の報告を徹底するなど、就業者数の正確な把握に努めます。</p> <p>(2) 会計事務等について、今回、指摘を受けた項目について、以下のとおり改善しました。</p>			

項 目	対 応 状 況
業務計画書	ア 平成30年度の業務計画書について、基本協定書の項目を網羅したものに修正し、速やかに提出しました。 イ 平成30年度の業務計画書は、提出期限内の29年9月15日に提出しています。今後も提出期限を厳守します。
業務報告書・事業報告書	ウ 予備監査以降、業務報告書は全て提出期限内に提出しました。今後も、提出期限を厳守します。 エ 平成29年度の事業報告書については、基本協定書に定める適正な内容を記載したものを、期限内の30年4月13日に提出しました。 オ 予備監査以降、事務処理を適切に行い、適正な日付で提出しました。
個人情報保護	カ 速やかに個人情報管理台帳を整備し、適切な管理を行っています。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(3) 成果目標が達成できていない「就業実績」、「相談件数」、「就業支援講習会参加者数」については、それぞれの事業が対象となる家庭に届くよう、より一層の周知を図るため、ホームページだけでなく、チラシやメール等を活用した効果的な周知を図るよう指導、助言を行いました。

個別の対応として、就業実績の目標達成に向けては、企業へ求人登録を働きかけることや就業支援講習会参加者の求職登録の推奨や就職決定時の報告を徹底させること、相談件数の目標達成に向けては、市町や市町社協、ひとり親家庭福祉協力員など、ひとり親家庭に関わる関係機関等に相談案内等のちらしの配布協力依頼、就業支援講習会参加者数の目標達成に向けては、パソコン講習以外の技能講習会や就労支援のための講習会（ビジネスマナー等）を開催するよう指導、助言を行いました。

(4) 平成30年度の業務計画書については、基本協定書の項目を網羅した修正版が速やかに提出されました。また、平成29年度の事業報告書についても、期限内に適正なものが提出されました。今後とも、団体からの提出書類について十分な内容確認を行います。

(5) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後とも適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況を確認するとともに、引き続き指導を行います。

部局名	環境生活部	団体名	アクティオ株式会社
公の施設名	三重県環境学習情報センター		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	経理事務	ア 委託契約の履行確認が記録されていなかった。 イ 疎明資料により履行状況を確認することなく、請求額どおりに委託料を支払っていた。	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適切な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 指摘事項については、すでに下記のとおり改善し実施しています。			
	項 目	対 応 状 況	
	経理事務	ア 委託契約の履行確認を記録するよう徹底しました。 イ 履行状況が確認できる疎明資料と請求書の明細書を照合し、内容を確認したうえで委託料を支払うよう徹底しました。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			

部局名	環境生活部	団体名	一般財団法人三重県交通安全協会						
公の施設名	三重県交通安全研修センター								
監査結果及び意見									
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報保護</td> <td>ア 個人情報保護責任者等について、書面による報告がされていなかった。 イ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。</td> </tr> <tr> <td>決算書類</td> <td>ウ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内 容	個人情報保護	ア 個人情報保護責任者等について、書面による報告がされていなかった。 イ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。	決算書類	ウ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。
項目	内 容								
個人情報保護	ア 個人情報保護責任者等について、書面による報告がされていなかった。 イ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。								
決算書類	ウ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。								
所管部局に対する意見									
<p>(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(3) 事業報告書の提出期限について、基本協定書には、三重県交通安全研修センター条例よりも遅い期限が定められているので、条例と基本協定書の整合を図られたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報保護</td> <td>ア 「個人情報の責任体制報告書」を、監査指摘後速やかに県に提出しました。 また、平成30年4月及び6月の人事異動に伴う体制変更に伴い、「個人情報の責任体制等変更届」を速やかに提出しました。 イ 施設利用者にかかる個人情報について、監査指摘後速やかに管理台帳を整備し、責任者、保管場所等を記録しています。</td> </tr> <tr> <td>決算書類</td> <td>ウ 平成29年度の団体決算については、30年6月25日に開催した定時評議員会で承認され、確定したため、基本協定書に定められた期日（決算確定後1月以内）の30年6月27日に提出しました。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	対 応 状 況	個人情報保護	ア 「個人情報の責任体制報告書」を、監査指摘後速やかに県に提出しました。 また、平成30年4月及び6月の人事異動に伴う体制変更に伴い、「個人情報の責任体制等変更届」を速やかに提出しました。 イ 施設利用者にかかる個人情報について、監査指摘後速やかに管理台帳を整備し、責任者、保管場所等を記録しています。	決算書類	ウ 平成29年度の団体決算については、30年6月25日に開催した定時評議員会で承認され、確定したため、基本協定書に定められた期日（決算確定後1月以内）の30年6月27日に提出しました。
項目	対 応 状 況								
個人情報保護	ア 「個人情報の責任体制報告書」を、監査指摘後速やかに県に提出しました。 また、平成30年4月及び6月の人事異動に伴う体制変更に伴い、「個人情報の責任体制等変更届」を速やかに提出しました。 イ 施設利用者にかかる個人情報について、監査指摘後速やかに管理台帳を整備し、責任者、保管場所等を記録しています。								
決算書類	ウ 平成29年度の団体決算については、30年6月25日に開催した定時評議員会で承認され、確定したため、基本協定書に定められた期日（決算確定後1月以内）の30年6月27日に提出しました。								
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 個人情報の管理責任体制が報告されていなかったこと、また、個人情報の管理台帳が整備されていなかったことを踏まえ、基本協定等に定める個人情報の取扱の遵守について、指定管理者及び県双方で再度確認しました。</p> <p>(3) 監査指摘後、事業報告書を事業年度終了後1カ月以内に提出することができるよう平成29年度中に決算処理事務を見直し、事業報告書の提出期限を条例と整合する「毎事業年度終了後1月以内」とする内容の変更基本協定を30年度中に締結する予定です。</p>									

部局名	農林水産部	団体名	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター
公の施設名	三重県上野森林公園		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
情報公開	ア 団体が管理する文書の件名について、情報公開実施要領に基づく公表がされていなかった。		
個人情報保護	イ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。		
備品管理	ウ 物品標示票が破損している管理備品があった。 エ 管理備品の定期的な実査及び書面記録が行われていなかった。		
契約手続	オ 契約に関する見積書を契約締結後に徴取していた。 カ 契約金額と異なる金額で支払手続がなされていた。		
経理事務	キ 基本協定書に基づく会計伝票が作成されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
情報公開	ア 平成30年9月中に県指定管理者の情報公開実施要領に基づき、森林公園及びセンターの主要な事務所において、書面により公表します。今後も情報公開実施要領に基づいて公表するとともに、情報公開の制度についてはホームページで利用方法について広く周知を図ります。		
個人情報保護	イ 基本協定書に基づく個人情報の保護管理台帳を整備し、取扱の状況を台帳に記載するとともに、職員に対し個人情報の保護管理の遵守について周知・徹底を図ります。		
備品管理	ウ 管理備品一覧表に登録される全ての備品を再確認し、物品標示票の破損が確認されたものは再発行し貼付しました。 エ 管理備品のチェックリストを作成し、平成29年12月1日に実査を行い、記録しました。今後も、職員に対し適切な取扱に努めるよう周知・徹底を図り、チェックリストを用いた定期的な実査及び記録の整備を行います。		
契約手続	オ 適切な契約事務が行われるよう、職員に手続や処理方法について周知・徹底を図りました。 カ 上記と同様に周知・徹底を図るとともに、今後は職員によるダブルチェックを行い適切に処理します。		
経理事務	キ 平成29年度は入金及び出金に伴う会計伝票を作成し、今後とも基本協定書及び会計規則に基づいて適切に処理します。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 会計事務等の事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。今後も必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	社会福祉法人鈴の音会
補助金等名	①軽費老人ホーム運営費補助金、②結核健康診断補助金		
対象施設名	泰山荘		
所管部局に対する意見			
(1) 交付要領に定める各種書類の提出期限を独自に設定するなど、交付要領に沿った事務手続がなされていない事案があったので、適正な事務処理に努められたい。②			
講じた措置			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(1) 平成 29 年度は、結核健康診断補助金交付要領に基づく各保健所事務処理状況の調査を行いました。その結果、同様の事務処理誤りは他にはありませんでした。 この結果を踏まえ、平成 30 年 4 月の会議では、交付要領に基づく適正な事務処理を行うよう、各保健所の担当者に周知徹底を図りました。さらに、再発防止のため、4 月中に各保健所から補助事業者に対して、通知文書等により適正な事務手続を行うよう周知しました。 今後も指導、助言等を行い、適正な事務処理に努めます。			

部局名	医療保健部	団体名	公益社団法人四日市医師会
補助金等名	①三重県看護師等養成所運営費補助金、②在宅医療体制整備推進事業補助金、③救急医療機関活動補助金、④三重県救急医療情報システム応需促進補助金		
対象施設名	四日市医師会看護専門学校		
所管部局に対する意見			
<p>(1) 実績報告書の添付書類のみでは、外部に発注した業務の具体的な内容が確認できなかったため、必要な資料を添付させることなどにより、実績を確認されたい。②</p> <p>(2) 交付要領において、交付決定の際には、条件を付けることとなっているが、交付決定通知書に記載されていないので、条件を付し補助事業者に明示されたい。③、④</p> <p>(3) 補助金の加算方法について、交付要領で明確に定められていないものがあるので、交付要領等で分かりやすく定め、補助事業者を示されたい。④</p>			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(1) 外部発注した業務については、追加で納品書の提出を求め、当該納品書により適正に事業が行われていることを確認しました。平成30年度からは、委託契約を締結のうえ、契約書の写を実績報告書に添付することを求めることとします。</p> <p>(2) 平成29年度の交付決定の際に、交付決定通知書に交付要領に規定する条件を付し、補助事業者に明示しました。</p> <p>(3) 平成30年3月に「三重県救急医療情報システム応需促進補助金交付要領」を改正し、補助金の加算方法について、加算基準となる日数を明示しました。また、交付要領を補助事業者に送付し、周知しました。</p>			

部局名	医療保健部	団体名	三重県厚生農業協同組合連合会
補助金等名	①三重県看護師等養成所運営費補助金、②がん診療設備整備費補助金、③がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金、④がん診療施設整備費補助金		
対象施設名	松阪中央総合病院、三重県厚生連看護専門学校		
所管部局に対する意見			
(1) 軽微な変更の範囲について交付要綱で定められていないので、交付要綱で明確に規定し、補助事業者に明示されたい。③			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (1) 平成30年4月に「がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金三重県交付要綱」を改正し、軽微な変更の範囲を定めました。今後、事業の実施に際し、補助事業者に明示します。			

部局名	子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人みどり自由学園				
補助金等名	①児童養護施設等整備費補助金（H27 繰越分）、②児童養護施設等退所者一時帰省支援事業費補助金、③児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金、④施設入所児童里親委託推進事業費補助金						
対象施設名	児童養護施設みどり自由学園、恵の家、美の家						
監査結果及び意見							
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。② イ 実績報告書の添付書類の一部が提出されていない。①</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。② イ 実績報告書の添付書類の一部が提出されていない。①
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。② イ 実績報告書の添付書類の一部が提出されていない。①						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②</p> <p>(3) 交付申請書の内容を十分に確認することなく受領し、補助金交付額の算定を誤っていたので、交付要領等に基づく適正な事務処理に努められたい。①</p> <p>(4) 交付決定通知書の送付が当該年度内に行われていなかったため、適正な事務処理に努められたい。②、③、④</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 内部チェック体制の強化を図り、適正に事務処理を行うようにしました。 イ 内部チェック体制の強化を図り、適正に事務処理を行うようにしました。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	対 応 状 況	補助金等事務	ア 内部チェック体制の強化を図り、適正に事務処理を行うようにしました。 イ 内部チェック体制の強化を図り、適正に事務処理を行うようにしました。
項 目	対 応 状 況						
補助金等事務	ア 内部チェック体制の強化を図り、適正に事務処理を行うようにしました。 イ 内部チェック体制の強化を図り、適正に事務処理を行うようにしました。						
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 補助事業者に対しては、交付申請等の機会に、補助対象となる経費、補助金額の算出方法を説明し、改善を要する事項については、適切に処理するよう指導します。 今後も、交付申請書の金額、記載内容等を精査及び点検し、適正な事務処理がなされるよう、引き続き指導、助言等を行います。</p> <p>(3) 平成29年度の指摘以降、再発防止のため、補助金の算定額に誤りがないかを複数の職員で確認するなどチェック体制の強化を図った結果、事務処理誤りはありませんでした。 引き続き適正な事務処理に努めます。</p> <p>(4) 平成29年度の指摘以降、交付決定後、補助事業者に対して、速やかに交付決定通知書を発送しました。 引き続き適正な事務処理に努めます。</p>							

部局名	農林水産部	団体名	大紀森林組合
補助金等名	①造林事業費補助金、②林業・木材産業構造改革事業費補助金、③森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金、④県産材輸出促進事業費補助金（H27 繰越分）		
所管部局に対する意見			
（１）三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。①、②			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>（１）造林事業費補助金のうち、交付申請書の提出期限が定められていなかった「花粉症発生源対策事業」については、平成30年6月に交付要領を改正し、交付申請書の提出期限を定めることとしました。</p> <p>林業・木材産業構造改革事業費補助金については、事業者への内示時に交付申請書の提出期限を定めることとされていましたが、事業者に明示がされておりました。このため、補助事業者に内示する際に、交付申請書の提出期限を明示するよう各農林（水産）事務所に対し指導しました。</p>			

部局名	農林水産部	団体名	鳥羽磯部漁業協同組合
補助金等名	強い水産業づくり施設整備事業費補助金（H27 繰越分）		
所管部局に対する意見			
（１）三重県補助金等交付規則では、交付申請の取下げ期限を別途定めることになっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] （１）平成30年4月に「水産基盤整備課関係補助金等交付要領」を改正し、交付申請の取下げ期限を定めました。今後、事業の実施に際し、補助事業者に明示します。			

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
